

会計事故の防止に向けて

～私費会計に係るチェック体制の取組強化について～

平成29年11月

秋田県教育庁中央教育事務所

校内における私費会計の取り扱いについては、平成29年5月29日付け教義-761「学校における会計処理に係る不正防止について(通知)」、平成27年9月4日付け教義-1488「教職員の不祥事根絶に係る指導の徹底について(通知)」及び平成26年6月16日付け教義-825「教職員の不祥事根絶に係る指導の徹底について(通知)」により、これまでも機会あるごとに注意を喚起し、その取組をお願いしてきたところです。

今年度、学校訪問において各校の会計処理の現状を確認させていただきました。その中から、取組の強化に努めていただきたい項目を取り上げました。

今後、年末年始及び年度末を迎え、会計の点検や出納件数が増えることが予想されますので、よりいっそうの適正な処理を心がけましょう。

<取組強化のチェックポイント>

1 私費会計に係るすべての預金通帳等一覧表を作成していますか

校内で管理している私費会計すべての預金通帳が記載されている一覧表を作成し、定期的に預金通帳と突合するなど適正な管理に努めましょう。

2 公印(職印)は校長が責任をもって管理していますか

過去の事例から、鍵のかからない引き出しで印鑑を保管していたことにより、不正な処理が繰り返し行われ、多額の使途不明金が発生したケースがありました。

3 通帳は定められた責任者以外の者が使用するこのとのないよう保管していますか

通帳は責任者以外持ち出しができないように施錠できる金庫等に保管しましょう。

4 収入調書・支出調書を確実に回覧し決済する方法がとられていますか

会計担当者が起案し、校長・教頭をはじめ事務職員等複数に回覧し、調書の金額と請求金額等に誤りがないか確実に確認しましょう。

5 すべての私費会計について収入調書・支出調書・領収書綴りを作成していますか

会費収入についても学年・人数等の内訳が分かるよう収入調書を作成し、決済を受けましょう。

- 収入調書は収入内容を精査し、収入額を確定させる書類
- 支出調書は債務を確定させ、その金額を支出させる書類

6 学校徴収金に係る集金文書の通知及び決算を報告していますか

PTA予算以外の諸会計についても、集金に係る文書については校長名を記載し、保護者に通知しましょう。また、適切な時期に決算を書面で報告しましょう。

7 すべての私費会計について第三者による検査を実施していますか

学校で徴収するすべての会計について、関係職員以外の第三者(PTA代表等)による検査を実施し、その検査報告書を作成しましょう。

8 現金で徴収した会費等を通帳に入金しないまま手元に保管していませんか

振替不能などにより現金で会費を徴収した場合は速やかに銀行に入金しましょう。

9 領収書の照合確認など速やかに行っていますか

業者等への支払い終了後は、領収書の添付・領収金額等の確認を速やかに行いましょう。学期毎の点検時にまとめて確認するよりも、随時確認することにより業務が平準化されます。また、万一不適切な会計処理が起きてしまった場合でも早期の発見につながります。

10 担当者に任せきりにせず複数の目による管理体制がとられていますか

過去の事例から、一般企業等においても長年一人で会計業務を担当していたことにより、不正処理が行われていた事案が報道されています。

11 共同実施における会計帳簿の相互点検を実施していますか

共同実施グループにおいては、学校間の会計を相互点検することにより、不正処理の未然防止につながります。

12 不祥事防止研修会などを設定し職員への注意喚起を行っていますか

職員会議等の機会を利用し、定期的に過去の通知文書などを参考にしながら職員への注意喚起に努めましょう。

その他の会計の取り扱いについては、平成20年5月 秋田県教育委員会「県立学校私費会計事務処理基準」を参考に適切に処理しましょう。

<過去の事例から学ぶ>

○学校納金及び職員親睦会計から1,687,225円を着服した(県立高等学校事務職員、懲戒免職処分)。また、管理監督責任として当時の事務長を減給10分の1、2月の懲戒処分とした。

○勤務校の学年会計及び修学旅行積立金について、約1600万円を不正に処理し、その結果600万円余りが使途不明金となった。その後当該事務職員は死亡したが、部下職員の管理監督を怠っていたとして当時の校長(2名)を、それぞれ減給10分の1、1月の懲戒処分とした。

複数の目による点検体制を!



[参考]

平成27年 9月 4日 教義-1488
平成27年12月 2日 教義-2193
平成29年 9月25日 教義-1713

〒010-0951
秋田市山王四丁目1番2号
秋田県教育庁中央教育事務所総務班
TEL:018-860-3241 FAX:018-860-3861 E-mail:Chuuoukyouiku.jimusho@pref.akita.lg.jp